

## 船橋市特定保健指導（積極的支援）受託候補者審査基準

### 1. 基本的な考え方

評価は、「書類審査」「面接審査」「順位づけ判定」により行う。

### 2. 書類審査

書類審査については、提出された書類に基づき次の項目ごとに照らし合わせ評価する。業務の企画・提案項目の各区分（1～3）で評価委員の採点の平均が配点の2分の1に満たない項目が一つでもある場合、または業務の企画・提案項目の合計得点の平均が60%（198点）未満である場合は、面接審査に進めない。面接審査に進むことができる法人が4法人以上ある場合は、順位づけ判定を行い上位3法人のみが面接審査に進む。順位づけ判定は、委員ごとに書類審査の総合計得点の高い順に順位を付し、その順位点を法人ごとに合計して数字の低いものから上位とする。順位点と同点の場合は、1位の獲得数が多いものから上位とする。1位の獲得数が同数の場合、順に2位、3位と獲得数の多い者から上位とする。順位の獲得数がいずれも同数の場合は、全委員の総合点の高い者から上位とする。

大項目	点数配分
1. 基本的な考え方及び体制	80点
2. 特定保健指導実施率の向上への取組み	120点
3. 積極的支援の内容	130点
業務の企画・提案項目合計得点	330点
4. 見積金額	20点
書類審査合計得点	350点

### 3. 面接審査

面接審査については、プレゼンテーション及び質疑応答に基づき次の項目ごとに照らし合わせ評価する。なお、評価委員の採点の合計得点の平均が50%以上でなければ順位づけ判定はできない。

大項目	点数配分	
プレゼンテーション 及び質疑応答	説明のわかりやすさ	10点
	質問に対する回答	20点
	提案内容	20点
総合評価	20点	
面接審査合計得点	70点	

#### 4. 順位づけ判定

書類審査及び面接審査の両審査の基準を満たした法人が複数ある場合には、順位づけ判定を行う。順位づけ判定は、委員ごとに書類審査及び面接審査の合計点の高い順に順位を付し、その順位点を提案者ごとに合計して数字の1番低い提案者を受託候補者とする。順位点の合計が同点の場合、1位の獲得数が多い者から上位とする。1位の獲得数が同数の場合、順に2位、3位と獲得数の多い者から上位とする。順位の獲得数がいずれも同数の場合は、全委員の総合点の高い者から上位とする。なお、全てが同数の場合は、再度面接審査を行った上で、受託候補者を特定する。

#### 順位づけ判定（例）

##### ア 書類審査における順位づけ判定

	A 法人		B 法人		C 法人		D 法人	
	採点	順位	採点	順位	採点	順位	採点	順位
委員 1	300 点	2 位	315 点	1 位	255 点	4 位	275 点	3 位
委員 2	315 点	1 位	295 点	3 位	260 点	4 位	300 点	2 位
委員 3	270 点	1 位	250 点	3 位	230 点	4 位	265 点	2 位
書類審査 合計得点	885 点		860 点		745 点		840 点	
順位点計		4 点		7 点		1 2 点		7 点
書類審査 の順位	1 位 面接審査に進む		2 位 面接審査に進む		4 位以下なので 落選		3 位 面接審査に進む	

##### イ 面接審査終了後における順位づけ判定

		A 法人		B 法人		C 法人 落選	D 法人	
		採点	順位	採点	順位		採点	順位
委員 1	書類	300 点		315 点			275 点	
	面接	40 点		40 点			40 点	
	合計	340 点	2 位	355 点	1 位		315 点	3 位
委員 2	書類	315 点		295 点			300 点	
	面接	40 点		40 点			45 点	
	合計	355 点	1 位	335 点	3 位		345 点	2 位
委員 3	書類	270 点		250 点			265 点	
	面接	45 点		35 点			40 点	
	合計	315 点	1 位	285 点	3 位		305 点	2 位
総合得点		1010 点		975 点		965 点		
順位点計			4 点		7 点		7 点	
最終順位		1 位		2 位		3 位		